

令和8年度 介護サービス事業者集団指導

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る
判断根拠の協議及びサービス担当者会議録等への記録について

1. 本資料の目的

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付については、原則給付対象外の種目であっても、一定の条件を満たす場合には例外的に給付が可能です。

ただし、市が例外給付の可否を判断する場合、医師の医学的所見およびサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントの内容が、書面上で確認できなければ判断できません。

このため、市として、地域包括支援センターおよび居宅介護支援事業所・小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所に対し、例外給付を検討する際には、主治医をはじめとする各サービス提供事業所から聴取した内容と、福祉用具貸与によって目指す生活目標を、サービス担当者会議の要点または支援経過記録に具体的に残していただくようお願いするものです。

2. 制度の基本的な考え方

2-1 軽度者に対する福祉用具貸与は原則対象外	要支援1・2、要介護1の者については、状態像からみて使用が想定しにくい一部の福祉用具は原則として保険給付の対象外です。 また、自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)については、要介護2・3も原則対象外です。	
2-2 例外給付が認められる場合 例外給付は、次のいずれかの方法で必要性が確認できる場合に認められます。	1) 基本調査の結果による判断	厚生労働省が定めた基本調査項目の結果により、対象状態像に該当する場合。
	2) 基本調査項目がないものについての判断	「日常生活範囲における移動の支援が特に必要」「生活環境において段差の解消が必要」など、対応する基本調査結果がないものについては、主治医から得た情報とサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより判断します。
	3) 市の確認による判断	次のいずれかに該当し、かつサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要と判断されている場合は、市が書面等で確認して判断します。 ● 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって頻繁に必要な状態に該当する者 例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象 ● 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに必要状態になることが確実に見込まれる者 例：がん末期の急速な状態悪化 ● 疾病その他の原因により、重大な危険性や症状の重篤化の回避等、医学的判断から必要と認められる者 例：呼吸不全、心不全、誤嚥性肺炎の回避等

3. なぜ記録が必要か

市は、単に「福祉用具が必要とのことだった」・「医師がよいと言っていた」という抽象的な情報だけでは、例外給付の可否を判断できません。

厚生労働省通知では、市町村による判断は、医師の医学的所見と、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントの結果を、書面等で確実に確認して行うこととされています。

したがって、市として判断に必要なのは、少なくとも次の2点が記録上明確であることです。

- ① 例外給付として福祉用具貸与を必要とする具体的な心身状況
- ② 当該福祉用具を用いることで、どのような生活を目標とするのか



4.地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等に特に記載をお願いしたい内容

例外給付を検討する際は、サービス担当者会議の要点または支援経過記録に、以下の事項を具体的に記載してください。

4-1 利用者の心身状況	主治医および各サービス提供事業所から把握した、福祉用具が必要となる状態像を具体的に記載してください。 特に、市への確認が必要なケースでは、以下の視点が重要です。 ● 日によって、または時間帯によって状態が変動するか ● 短期間で急速な悪化が見込まれるか ● 使用しないことで重大な危険や症状悪化が生じるおそれがあるか ● 起き上がり、寝返り、歩行、移乗、立ち上がり、排泄等の動作にどのような支障があるか ● 現在の生活環境の中で、何ができず、どこに危険があるか
4-2 主治医等から聴取した医学的所見	医師の医学的所見は、医療・介護連携情報共有連絡票【利用者の照会・相談等】や主治医意見書または担当ケアマネジャー等が聴取した所見により確認できます。 記録には、少なくとも次を残してください。 ①医療機関・医師名 ②確認日 ③確認方法(診察同席、医療・介護連携情報共有連絡票【利用者の照会・相談等】、主治医意見書等) ④医師が示した具体的所見 ⑤どの状態像に該当すると判断したか
4-3 各サービス提供事業所からの見立て	福祉用具専門相談員をはじめ、訪問介護、通所介護、訪問看護などリハビリテーション専門職から、次の点を聴取し、記録してください。 ①現在の生活動作上の課題 ②実際の介助場面での危険性 ③代替手段では対応困難な理由 ④当該福祉用具によって改善が期待できる点 ⑤安全面の留意点
4-4 福祉用具貸与により目指す生活目標	単に「必要である」ではなく、何のために貸与するのかを具体的に記載してください。 厚生労働省は、福祉用具は日常生活上の便宜や機能訓練のためのものであり、要介護者等の日常生活の自立を助けるものと位置付けています。 そのため、目標は次のように生活場面に即して明確化してください。 ①ベッド上で上体を起こし、呼吸状態を安定させて休息できる ②朝のこわばりが強い時間帯でも安全に起き上がれる ③ベッドから車いすへ安全に移乗し、日中離床して食事ができる ④誤嚥性肺炎のリスクを避けながら安定した体位で休める ④介護者の全面介助を減らし、安全に排泄介助ができる

5. サービス担当者会議の要点または支援経過記録に最低限必要な項目

検討している福祉用具の種目	例:特殊寝台、床ずれ防止用具、移動用リフト 等
現在の心身状況	病名、症状、日内変動、急変可能性、医学的リスク、動作能力
主治医等の医学的所見	医療機関・医師名、確認日、確認方法、所見内容
各サービス提供事業所の意見	生活場面での課題、介助状況、安全面、必要性
利用者・家族の意向	どのような生活を希望しているか
福祉用具貸与により目指す生活目標	自立支援・安全確保・重症化回避の観点から具体的に
検討内容	なぜ当該福祉用具が必要か なぜ他の手段では困難か
結論	どの品目を例外給付として位置づけるか
見直し時期・再評価の視点	状態変化時、更新認定時、品目追加時等

6.記録の作成のポイント

6-1 抽象表現ではなく具体的事実を書く	「状態が悪い」「必要と思われる」では不十分です。 次のように、生活場面・時間帯・危険性を具体的に記載してください。 【不十分な例】 体調に波があるため特殊寝台が必要である。 【望ましい例】 パーキンソン病治療薬の影響により、朝方は無動が強く自力で起き上がれない時間帯が頻繁にある。 上体挙上機能により起き上がりを補助し、呼吸苦の軽減と安全な離床につながる必要がある。 医師より状態変動が大きく福祉用具使用が適当との所見を確認した。
6-2 「必要性」と「目標」を分けて書く	● 必要性:なぜ今この福祉用具が必要か ● 目標:それによってどのような生活を実現したいか この2つが分かれていると、市として判断しやすくなります。
6-3 医師の所見は誰から何をどう確認したかを残す	電話聴取の場合も、相手、日時、内容を必ず記録する必要があるとされています。

7.サービス担当者会議の要点 記載例

想定事例		要介護1、パーキンソン病、特殊寝台を例外給付として検討する例
検討した項目		特殊寝台の必要性について
医師の医学的所見	令和〇年〇月〇日、〇〇クリニック 〇〇医師に照会したところ、「パーキンソン病で内服加療中であり、ON・OFF現象により日によって、また時間帯によって臥位からの起き上がりが困難となる。状態が変動しやすく、頻繁に福祉用具が必要な状態に該当する」との所見を得た。 ケアマネジャーとしては、この医学的所見から、例外給付の状態像のうち「疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に必要な状態に該当する者」に当たると判断した。	
本人・家族の意向	本人は、朝方や状態不良時でもできるだけ自分で起き上がり、食事や整容のために離床したい意向がある。 家族は、状態の良い時は自立を促しつつ、状態不良時の転倒や介助負担の増大を防ぎたい意向である。	
各サービス提供事業所の意見	訪問介護事業所	朝の訪問時、状態の悪い日は自力で起き上がれず、上体を起こす介助を要している。無理に起き上がろうとしてベッドからずり落ちそうになる場面がある。特殊寝台により背上げ機能を使うことで安全に起き上がれる可能性が高い。
	福祉用具貸与事業所	起き上がりに加え、立ち上がりにも不安定さがあるため、背上げ機能だけでなく、高さ調整機能を有する特殊寝台が適当と考える。導入により起き上がり時の介助量軽減と安全確保が期待できる。
福祉用具貸与により目指す生活目標	状態不良時でも安全に起き上がり、日中離床して食事・整容・排泄動作につなげる。 また、無理な起き上がりによる転倒リスクを軽減し、本人の残存能力を生かしながら在宅生活を継続できることを目標とする。	
結論	医師の医学的所見、本人・家族の意向、各事業所の意見を踏まえ、状態変動時においても安全に起き上がり、離床を図るため、背上げ機能及び高さ調整機能を有する特殊寝台を例外給付として導入することが適当と判断した。	
残された課題・次回見直し	導入後、起き上がり動作の安全性、離床状況、介助量の変化を確認する。 認定更新時又は状態変化時には、継続必要性を再検討する。	

8.介護予防支援経過記録 記載例

想定事例		要支援2、喘息増悪リスクがあり、特殊寝台を例外給付として検討する例	
検討した項目		特殊寝台の必要性について	
令和〇年〇月〇日 〇〇クリニック〇〇医師に確認		医師より、「重度の喘息発作時には呼吸苦が強く、上体を一定角度に起こす必要がある。平坦な寝姿勢では呼吸状態悪化のおそれがあり、身体への重大な危険性の回避のため特殊寝台が必要である」との所見を得た。	
担当職員の所見		担当職員としては、この所見から、例外給付の状態像のうち「身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的見地から必要な状態に該当する者」に当たると判断した。	
令和〇年〇月〇日 本人・家族の意向確認		本人は、夜間や早朝に息苦しさが出た際、自分で上体を起こして呼吸を整えたい意向がある。 家族は、発作時に毎回抱え起こすことは困難であり、速やかに安全な体位が取れるようにしたい意向である。	
令和〇年〇月〇日 サービス担当者会議	出席者	本人、家族、地域包括支援センター担当職員、福祉用具専門相談員、訪問看護事業所職員 主治医には、事前照会内容を共有した。	
	検討内容	- 訪問看護事業所より、発作時は臥位保持が困難で、上体挙上により呼吸苦が軽減することがあるとの報告あり。 - 福祉用具専門相談員より、電動で背上げ角度を調整できる特殊寝台があれば、本人が発作時に速やかに体位調整でき、安全性向上が見込まれるとの意見あり。 - 家族からは、発作時の介助負担軽減だけでなく、本人が自分で体位を調整できることが安心につながるとの発言あり。	
	支援方針	特殊寝台を導入することで、呼吸苦増悪時にも本人が安全に上体を起こし、呼吸状態の安定を図りながら在宅生活を継続することを目指す。 あわせて、夜間・早朝の発作時に家族の介助負担を軽減しつつ、本人の自己管理と安全な休息を支援する。	
	結論	主治医の医学的所見、本人・家族の意向、訪問看護及び福祉用具専門相談員の意見を踏まえ、特殊寝台の例外給付申請を行う。 導入後は、発作時の体位調整状況、呼吸苦の軽減状況、本人の操作状況を確認し、必要に応じて継続要否を見直す。	